



第103期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 葵

目次

■ 第103期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネットによる議決権行使のご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件（「株主総会の招集権者および議長」、「代表取締役」ならびに「取締役会の招集権者および議長」）	6
第3号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当）	7
第4号議案 取締役11名選任の件	8
第5号議案 監査役1名選任の件	20
(添付書類)	
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	55
■ 監査報告書	58

※「新型コロナウイルス感染症への対応とお願い」を末尾に記載しております。

※株主の皆様におかれましては、ご来場を見合わせていただくことを、十分にご検討ください。

※株主総会当日の様子につきましては、後日、当社ホームページに動画を掲載させていただく予定です。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社ニチレイ

証券コード：2871

株主各位

(証券コード 2871)
2021年5月31日

東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイ

代表取締役
会 長 大谷 邦夫

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々および生活に影響を受けている方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしたく、ご通知申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期の見通しがなお不確実な状況の中での本株主総会開催にあたりましては、感染拡大防止を最優先に考え、**株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

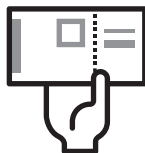
1. 開催日時	2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 葵 （ご出席の際は、66頁に記載の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項 目 報 告 事 項	1. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件
決 議 事 項 第 1 号 議 案	剰余金の処分の件
第 2 号 議 案	定款一部変更の件（「株主総会の招集権者および議長」、「代表取締役」 ならびに「取締役会の招集権者および議長」）
第 3 号 議 案	定款一部変更の件（剰余金の配当）
第 4 号 議 案	取締役11名選任の件
第 5 号 議 案	監査役1名選任の件
4. その他招集に関する決定事項	「議決権行使について」をご参照ください。

以 上

議決権行使について

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

当日ご出席



同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年6月21日（月曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

インターネット



インターネットによる議決権の行使につきましては、3～4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

議決権行使書の郵送とインターネットの利用により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる開示について

- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ・株主総会招集ご通知添付書類のうち以下につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただいており、株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

当社ホームページ

<https://www.nichirei.co.jp/ir/stock/meeting.html>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2021年6月21日（月曜日）

午後5時までに賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」の議決権行使は**1回限り**です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い申し上げます。

※QRコードを再度読み取っていただくことにより、議決権行使ウェブサイトへ遷移することができます。



議決権行使書の郵送とインターネットの利用により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時 土日・休日を除く)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PCやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、各事業年度の連結業績およびキャッシュ・フローなどを勘案しながら、連結自己資本配当率（DOE）に基づき安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、普通配当と創立75周年記念配当をあわせて実施し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき28円（うち普通配当22円、記念配当6円）
配当総額 3,731,334,572円

（中間配当金を含めた1株あたりの年間配当金は、中間配当金22円を含め合計50円（うち普通配当44円、記念配当6円）となります。）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件(「株主総会の招集権者および議長」、 「代表取締役」ならびに「取締役会の招集権者および議長」)

1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築ならびに株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第15条(招集権者および議長)、第23条(代表取締役)ならびに第24条(取締役会の招集権者および議長)の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第13条～第14条(条文省略) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>代表取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役会長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名が議長となる。</u></p> <p>第16条～第19条(条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第13条～第14条(現行どおり) (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第16条～第19条(現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第22条(条文省略) (代表取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として<u>代表取締役会長および代表取締役社長</u>を選定する。 ② <u>代表取締役は取締役会の決議に基づき、相互に協力して、会社業務を統轄執行する。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第29条(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第22条(現行どおり) (代表取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として<u>代表取締役</u>を選定する。 (削除) (取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第25条～第29条(現行どおり)</p>

第3号議案 定款一部変更の件(剰余金の配当)

1. 提案の理由

現行定款規定では、配当基準日（3月31日）の株主に配当を行うためには、当該基準日から3ヶ月以内に配当の効力発生日を迎えられるよう、株主総会を開催し、決議する必要があるところ、災害や疫病の流行等の不測の事態が原因で、上記の時期に株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に限り、取締役会の決議により当該基準日の株主に配当を行うことができるよう、現行定款第43条について第2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>② <u>前項にかかわらず、災害や疫病の流行等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号ないし第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第44条～第45条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名（全員）は任期満了となりますが、今般、経営体制の強化をはかるために社外取締役1名を増員いたしたく存じます。つきましては、社外取締役候補者4名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

おたに くに お

大谷 邦夫

1956年5月1日生

再任



所有する当社の株式の数

26,838株

取締役会出席状況

18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 当社入社
- 2005年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ取締役常務執行役員
- 2008年4月 当社経営企画部長
- 2010年6月 当社執行役員
事業経営支援部長、経営企画部長
- 2012年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長
- 2012年6月 当社取締役執行役員
経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・
広報部担当、経営企画部長
- 2013年6月 当社代表取締役社長
- 2016年6月 株式会社ファイネット代表取締役社長
- 2017年6月 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長
- 2019年4月 当社代表取締役会長（現在に至る）
- 2020年6月 株式会社日本政策金融公庫社外取締役（現在に至る）
- 2020年7月 富国生命保険相互会社社外監査役（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

- 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
- 富国生命保険相互会社社外監査役

取締役候補者とした理由

大谷邦夫氏は、経理部門、経営企画部門および事業経営支援部門等の業務経験ならびに当社およびグループ会社の社長としての経営経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、グループ経営を統括する立場からの意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数
19,106株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2011年4月 株式会社ニチレイフーズ事業統括部長
2013年4月 当社経営企画部長
2014年6月 当社執行役員経営企画部長
2015年6月 株式会社ニチレイフーズ取締役常務執行役員
ブランド推進部・人事部・管理部・事業推進部・海外調達部・
国際事業部管掌、経営企画部長
2017年4月 同社代表取締役社長
2017年6月 当社取締役執行役員
2018年4月 当社取締役執行役員
経営企画部管掌
2019年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）
2020年5月 一般社団法人日本冷凍食品協会会長（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

一般社団法人日本冷凍食品協会会長

取締役候補者とした理由

大櫛顕也氏は、加工食品事業の生産部門、事業統括部門および経営企画部門等の業務経験ならびに当社およびニチレイフーズの社長としての経営経験を有しており、取締役会や社内の各種会議等において、グループ経営を統括する立場からの意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数
8,835株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2011年4月 当社財務部長
2012年4月 当社経理部長
2012年6月 株式会社ニチレイプロサーヴ取締役執行役員
当社執行役員
財務IR部担当、経理部長
2014年6月 当社取締役執行役員
経営監査部・経営企画部・法務部・人事総務部・財務IR部・
経理部管掌、事業経営支援部長、広報部長
2019年4月 当社取締役執行役員
経営監査部・経営管理部・経営企画部・情報戦略部・法務部・
人事総務部・財務部・経理部・グループコミュニケーション部管
掌（現在に至る）

取締役候補者とした理由

田口巧氏は、経理部門および財務部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、会計・財務等の見識を活かして、意見、提言等を行っております。
当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数

6,135株

取締役会出席状況

18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 2013年4月 株式会社ニチレイフーズ品質保証部長
 2014年4月 同社執行役員品質保証部長
 2017年4月 当社技術戦略企画部長
 2017年6月 当社取締役執行役員
 品質保証部管掌、技術戦略企画部長
 2018年4月 当社取締役執行役員
 技術戦略企画部管掌、品質保証部長
 2021年4月 当社取締役執行役員
 品質保証部・事業開発推進部管掌、技術戦略企画部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

川崎順司氏は、加工食品事業の品質監査、工場品質管理等の品質保証部門およびマーケティング部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、技術戦略・品質保証等の見識を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
12,437株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2008年4月 株式会社ロジスティクス・プランナー執行役員
ソリューション開発部長
2012年4月 株式会社ロジスティクス・ネットワーク常務執行役員
管理本部長
2014年5月 株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海代表取締役社長
2016年5月 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西代表取締役社長
2017年6月 株式会社ニチレイロジグループ本社取締役常務執行役員
技術情報企画部長、業務革新推進部長
2018年4月 株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長（現在に至る）
2018年6月 当社取締役執行役員（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

梅澤一彦氏は、低温物流事業の物流ソリューション部門や事業管理部門等の業務経験およびニチレイロジグループ本社の社長としての経営経験を有しており、取締役会や社内の各種会議等において、低温物流事業での経験と実績を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数

14,275株

取締役会出席状況

18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年4月 当社入社
- 2013年4月 株式会社ニチレイフーズ ブランド推進部長
- 2015年4月 同社執行役員
生産統括部生産戦略部長、生産管理部長
- 2016年4月 同社執行役員
家庭用事業部長
- 2017年4月 同社常務執行役員
家庭用事業部長
- 2018年6月 同社取締役常務執行役員
- 2019年4月 同社代表取締役社長（現在に至る）
- 2019年6月 当社取締役執行役員（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

竹永雅彦氏は、加工食品事業の営業部門、ブランド推進部門、生産部門および家庭用事業部門での豊富な業務経験ならびにニチレイフーズの社長としての経営経験を有しており、取締役会や社内の各種会議等において、これらの経験と実績を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
 2009年9月 株式会社ニチレイフレッシュファーム代表取締役社長
 2019年4月 株式会社ニチレイフレッシュ執行役員
 経営企画部長
 2020年6月 同社取締役執行役員
 経営企画部長
 2021年4月 同社代表取締役社長（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

田邊弥氏は、長年にわたり畜産事業に携わり、鶏肉ブランドの確立に努め、当社グループの売上・利益の拡大に寄与した実績とグループ会社の社長としての経営経験を有しております。また、同氏は、ニチレイフレッシュの経営企画部門、取締役および本年4月から同社社長を務める等の経営経験を有しております。当社は、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数
1,800株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月	日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）入社
2001年6月	同社取締役 経理本部長
2004年6月	同社常務取締役
2006年6月	同社取締役常務執行役員 総務本部長
2007年4月	同社取締役専務執行役員 紙製品事業本部長
2009年6月	同社代表取締役社長
2013年6月	同社代表取締役会長
2013年10月	株式会社日本政策金融公庫社外取締役
2015年3月	サッポロホールディングス株式会社社外取締役
2016年6月	当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

鵜澤静氏は、経営者としての豊富な経験と財務・経理分野の幅広い見識を有しており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

同氏が再任された場合には、グループ経営の視点を踏まえた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり主導的な役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は2016年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。



所有する当社の株式の数
1,800株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社銀座テラー総支配人
2000年4月 同社代表取締役社長
2003年6月 株式会社ワーニークリエイティブ・ジャパン（現株式会社GGG）代表取締役社長（現在に至る）
2003年11月 株式会社銀座ビル（現株式会社銀座テラーグループ）代表取締役社長
2016年6月 当社社外取締役（現在に至る）
2019年9月 株式会社銀座テラー代表取締役会長（現在に至る）
2019年9月 株式会社銀座テラーグループ代表取締役会長（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社銀座テラーグループ代表取締役会長
株式会社銀座テラー代表取締役会長
株式会社GGG代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

鰐淵美恵子氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

同氏が再任された場合には、生活者の商品・サービスの購買行動などの視点を踏まえた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は2016年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。



所有する当社の株式の数
1,000株
取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 持田製薬株式会社入社
1986年7月 ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式会社
(現ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社) 入社
2002年9月 テルモ株式会社入社 薬事部長
2004年6月 同社執行役員
薬事部長
2010年6月 同社取締役上席執行役員
薬事部長、臨床開発部長
2017年4月 同社取締役顧問
2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る)
株式会社メディパルホールディングス社外取締役 (現在に至る)
2019年3月 DIC株式会社社外取締役 (現在に至る)
2019年4月 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科教授 (現在に至る)

(重要な兼職の状況)

株式会社メディパルホールディングス社外取締役
DIC株式会社社外取締役
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

昌子久仁子氏は、薬事関連業界での企業経営者としての豊富な経験と、品質保証、研究開発に関する幅広い見識を有しており、当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といいたしました。

同氏が再任された場合には、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は2018年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。



所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年8月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行
 2000年10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
 2015年1月 DBS銀行入行
 2016年8月 DBS証券株式会社代表取締役
 2016年9月 DBS銀行在日代表
 2020年1月 HiJoJo Partners株式会社執行役員
 営業部長
 2020年7月 デジタルグリッド株式会社バイスチェアマン（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

鍋嶋麻奈氏は、海外業務の豊富な経験と金融分野の幅広い見識を有しており、当社は、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合には、海外企業経営の視点から、経営全般はもとより、特に当社グループの重要課題であるESG、マテリアリティへの取組みおよび海外M&A案件等に関する事項への助言・監督を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任および報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款の規定により鵜澤静、鰐淵美恵子および昌子久仁子の3氏との間で、賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会で再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、鍋嶋麻奈氏が本総会で選任された場合は、同氏とも同様の契約を締結する予定であります。なお、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 鵜澤静、鰐淵美恵子および昌子久仁子の3氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会で再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、鍋嶋麻奈氏が本総会で選任された場合は、同氏も独立役員となる予定であります。
5. 昌子久仁子氏が社外取締役を務める株式会社メディパルホールディングスの完全子会社である株式会社メディセオは、医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして2019年11月に公正取引委員会による立入り検査ならびに2020年10月に東京地方検察庁による捜索および公正取引委員会による立入り検査を受けました。同氏は、株式会社メディパルホールディングスがグループ全体としてコンプライアンス経営を推進するにあたり、グループ経営を監督する立場より、株式会社メディパルホールディングスの取締役会等においてコンプライアンス遵守の徹底、コンプライアンス体制の整備等に関し、適宜提言を行っており、その職責を十分に果たしております。
6. 鍋嶋麻奈氏の戸籍上の氏名は、床井麻奈であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役滋野泰也氏は任期満了となります。

つきましては、当社における適正かつ有効な監査体制を引き続き維持するため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

かとう たつし
加藤 達志

1962年1月6日生

新任



所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
2013年4月	株式会社ニチレイフーズ生産統括部船橋工場長
2013年10月	同社生産統括部船橋工場長、船橋第二工場長
2015年4月	同社執行役員 生産統括部船橋工場長、船橋第二工場長
2016年4月	同社執行役員 生産統括部長
2019年4月	同社常務執行役員 品質保証部長
2020年4月	同社常務執行役員 品質保証部長、研究開発部長
2021年4月	当社CSR本部付部長（現在に至る）

監査役候補者とした理由

加藤達志氏は、長年にわたり加工食品事業の生産部門に携わっており、生産現場の豊富な業務経験ならびに管理、品質保証および研究開発に関する高い見識等を有しております。

当社は、同氏の経験および見識等を、監査に活かしたいため、監査役候補者といたしました。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役又はその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社グループ関係者

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者。

2. 取引先関係者

①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。

（注）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い額以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社グループの年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

③当社グループの主要な借入先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者をいう。

3. 寄付又は助成を行っている関係者

当社グループが、年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者。

4. 専門的サービス提供者

①弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者。

②当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員。

5. 議決権保有関係者

①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者。

②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者。

6. 過去に該当したことがある者

①過去に一度でも上記1に該当したことがある者。

②過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者。

7. 近親者

上記1から6に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者又は二親等内の親族。

以上

当社「コーポレートガバナンス基本方針」

https://www.nichirei.co.jp/corpo/management/governance_policy.html

事業報告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

[連結経営成績]

	当期(百万円)	前期比(百万円)	増減率(%)
売上高	572,757	△12,100	△2.1
営業利益	32,949	1,913	6.2
経常利益	33,532	1,754	5.5
親会社株主に帰属する当期純利益	21,212	1,602	8.2

[事業別売上高・営業利益]

事業名称		売上高 (百万円)	対前期伸長率 (%)	営業利益 (百万円)	対前期伸長率 (%)
加工食品事業		225,450	△4.0	17,167	2.6
水産事業		63,095	△4.1	521	17.8
畜産事業		84,099	△4.8	1,298	43.4
低温 物流 事業	国内 物流ネットワーク事業	102,827	1.9	5,119	23.4
	国内 地域保管事業	69,353	7.6	6,956	3.3
	小計	172,181	4.1	12,075	11.0
	海外事業	36,544	△2.7	1,410	14.0
	その他・共通	3,594	0.9	△401	－
小計		212,320	2.8	13,084	10.7
不動産事業		4,646	△6.4	2,017	1.8
その他の事業		4,899	△13.8	△325	－
調整額		△21,753	－	△814	－
合計		572,757	△2.1	32,949	6.2

(注) 調整額のうち、売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高であり、営業利益は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない持株会社に係る損益であります。

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大により急速に落ち込んだことから、各国政府は大規模な財政出動により景気の下支えを図ってきました。また、わが国経済においても、企業業績の二極化が進むなか、感染の再拡大により経済活動への懸念が広がり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

食品関連業界では、外出自粛により外食需要が低迷する一方、巣ごもり消費による内食・中食需要が高まるなど、食生活のスタイルに大きな変化が生じ、これらの変化を見据えた業態転換を模索する動きが見られました。また、労働力不足や新型コロナウイルス感染防止に対応すべく、先端技術を活用した自動化や省人化へ向けた動きも加速しました。

当社グループは、生活を支える社会的基盤として、従業員を含むサプライチェーン上の安全に十分配慮したうえで企業活動を行い、経営環境の変化を的確に捉えながら「持続的な利益成長」と「豊かな食生活と健康を支える新たな価値の創造」の実現に向けた施策に取り組みました。

加工食品事業では、拡大する家庭内での喫食需要の取り込みや生活者ニーズの変化を捉えた新たな需要創造に向けた商品開発や販売活動に注力するとともに、継続的な生産性改善とコストダウンに努めました。低温物流事業では、巣ごもり消費に伴う物流需要を着実に取り込むとともに、運送効率向上や庫内作業デジタル化などの業務革新に取り組みました。

この結果、グループ全体の売上高は、外食向け販売の減少などにより、5,727億57百万円（前期比2.1%の減収）となりました。利益面では、経費抑制や業務効率化に加え、低温物流事業が伸長したことで、営業利益は329億49百万円（前期比6.2%の増益）となり、経常利益は335億32百万円（前期比5.5%の増益）となりました。

特別利益は8億70百万円となる一方、特別損失は、その他の事業のバイオサイエンス事業においてのれんの減損損失を計上したことなどにより総額は27億99百万円となりました。

以上により、親会社株主に帰属する当期純利益は212億12百万円（前期比8.2%の増益）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(1) 加工食品事業

加工食品業界では、ライフスタイルの変化が新常态として定着するなか「食」へのニーズが急速に変化し、外食向けは低迷する一方で、簡便調理食品や惣菜などの販売が引き続き堅調に推移しました。

業績のポイント

中食需要は引き続き好調に推移し、家庭用はチキン加工品や米飯類などの主力カテゴリーを中心に販売が拡大しました。一方、外食需要が低迷したことから業務用は苦戦し、加工食品事業全体では減収となりました。営業利益は経費の抑制や海外子会社の業績が寄与し増益となりました。

家庭用調理品

家庭内での喫食機会が増加するなか、生産能力増強や積極的な販売促進活動などにより、カテゴリー内で売上No.1の「本格炒め炒飯」や「特から」を中心に引き続き販売数量を伸ばしました。また、「極上ヒレかつ」などの新商品も寄与しました。

業務用調理品

巣ごもり消費拡大に合わせ、テイクアウト・デリバリー等に向けたきめ細かな提案や量販店惣菜向けなどへの販売強化に努めたものの、外食向けを中心に販売が減少しました。

農産加工品

家庭内での調理機会の増加に伴い、ブロッコリーやナスなど「そのまま使える」シリーズなどの家庭用商品が好調に推移し、業務用商品の落ち込みをカバーしました。

海外（2020年1月～2020年12月）

米国子会社のInnovAsian Cuisine Enterprises社において、需要が増加する家庭用主力商品の調達先を拡大したことなどにより、取扱いが伸長しました。一方、海外全体では円高による為替換算影響を受け前期並みとなりました。

(2) 水産事業

水産業界では、世界的に水産品への需要は高い水準を維持しており、調達環境は厳しさを増しています。一方、日本国内では消費者の魚食離れが進み市場が縮小するなか、業界内での競争が激化しています。

業績のポイント

主力の「えび」を中心に外食・中食向けの販売が減少しましたが、需要が旺盛な内食向けの「たこ」や「魚卵」の販売に注力し、採算が改善したことにより増益となりました。

(3) 畜産事業

畜産業界では、トウモロコシなど穀類相場の高騰で配合飼料の供給価格が上昇し、畜産物の調達価格に影響がありました。また国産鶏肉では、内食需要の高まりにより消費が拡大するなか、国内で発生した疾病による供給不安の影響もあり、相場は上昇傾向で推移しました。

業績のポイント

外食・中食向けの輸入品の取扱いが減少しましたが、生協・量販店向けの国産品や加工品の販売拡大に注力したことに加え、豚肉の採算が改善したことなどにより増益となりました。

(4) 低温物流事業

低温物流業界では、業務用輸入商材などの取扱いが減少し、冷蔵倉庫の庫腹は緩和傾向となりました。また、巣ごもり消費拡大による量販店向け配送業務などが増加しました。

業績のポイント

外食など一部の業態向けの取扱いが減少したものの、物流ネットワーク事業におけるＴＣ（通過型センター）事業が好調に推移したことにより増収となりました。営業利益は、増収効果や経費抑制により増益となりました。

国内

巣ごもり需要により量販店向けＴＣ事業や家庭用冷凍食品などの保管貨物の取扱いが好調に推移しました。また、業務革新のモデルセンターと位置付ける、名古屋みなと物流センター（2020年4月新設）が安定稼働しました。利益面では増収効果に加え、経費抑制や業務効率化に努めたことなどにより大きく伸長しました。

海外（2020年1月～2020年12月）

欧州地域において量販店向け物量は増加しましたが、果汁貨物や外食向け配送業務などの取扱いは低迷しました。利益面では量販店向け業務の作業効率向上や車両調達コストの減少などにより増益となりました。

(5) 不動産事業

主力である賃貸オフィスビル事業において、一部の大規模リニューアル工事により減収となりましたが、その他の賃貸オフィスビルの収益改善に伴い営業利益は前期並みを確保しました。

(6) その他の事業

その他の事業のうち、バイオサイエンス事業は、インフルエンザの流行が例年に比べ大幅に縮小したことから迅速診断薬の販売に苦戦し減収となりました。また、米国子会社の業績が低迷し減益となりました。

2. 対処すべき課題

グループ中期経営計画「WeWill 2021」（2019年度～2021年度）の2年目にあたる2020年度は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るった年となりました。外食向け販売の減少などにより売上高は減収となりましたが、巣ごもり消費に関連した商品・サービスの提供やコストマネジメントの徹底などにより営業利益は増益となりました。一方、海外事業の規模拡大や水産事業の収益力向上に引き続き課題を残しました。

計画最終年度にあたる2021年度は、コロナ禍の影響継続に加え、原材料費や労働力不足に伴う人件費や物流費などのコスト上昇の影響もあり、厳しい事業環境となることが想定されますが、変化に対応した経営施策の着実な遂行により、「持続的な利益成長」と「豊かな食生活と健康を支える新たな価値の創造」の実現を目指してまいります。

(1) 全体戦略、財務戦略及びセグメント別の事業計画

<全体戦略>

コロナ禍によって生じた人々の生活様式や価値観の変化に対応し、伸長する業態や新たな市場の開拓に経営資源を振り向けるとともに、加工食品事業と低温物流事業を中心に成長及び基盤強化に向けた設備投資を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、従業員の安全と健康を確保した上で事業を

継続し、食のインフラを担う当社グループとしての責務を果たしてまいります。

- ①国内では経営基盤の強化や事業構造変革により収益力を向上します。
- ②海外では事業規模拡大を加速します。
- ③中長期を見据えた新規事業開発・研究開発への取組みを強化します。
- ④デジタル技術やデータ活用により、業務プロセスの変革や新たな価値の創造に取り組みます。
- ⑤事業を通じて社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献します。
- ⑥働き方改革・健康経営や多様な人材の活躍推進に注力します。

<財務戦略>

営業キャッシュ・フローと資産流動化により創出された資金は、企業価値の維持向上のための投資と配当や自己株式の取得を通じた株主還元に向けられます。

株主還元については、連結自己資本配当率（DOE）を基準として安定的な配当を継続するとともに、資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することを基本方針とします。

- ・連結自己資本当期純利益率（ROE）は10%以上を維持します。
- ・連結自己資本配当率（DOE）3.0%を目安に配当を実施します。

<セグメント別の事業計画>

①加工食品事業

- ・部門横断のマーケティング機能の強化などを通じて業態ごとの変化するニーズを捉え、伸長する需要を取り込むとともに、新たな事業機会を創出します。
- ・技術差別化と新たな価値の提供の実現に向けて、カテゴリごとの商品開発力・研究開発力を強化します。
- ・北米を中心に海外事業の規模を拡大します。

②水産・畜産事業

- ・水産事業では加工品の取扱拡大や業態ごとのニーズを捉えた販売の強化など、畜産事業では需給バランスに沿った調達と販売や差別化商品の販売強化などを通じた、市況変動の影響を受けにくい収益体制を構築します。

③低温物流事業

- ・大都市圏の主要保管拠点及び地方での運送機能の最大活用により収益を拡大します。
- ・庫内作業のデジタル化や省力化・省人化の推進及び適正料金の収受などを通じて各種コストの上昇へ対応します。
- ・新設キョクレイ本牧物流センターの早期安定稼働及び自動運転フォークリフトなどの先端技術の活用を推進します。
- ・オランダロッテルダム新拠点の立ち上げによる港湾地区の事業基盤強化などを通じ、欧州を中心に海外事業の規模を拡大します。

④不動産事業

- ・既存賃貸ビルのリニューアルにより安定収益を確保します。

⑤バイオサイエンス事業

- ・次世代の診断薬・診断装置の開発と海外事業の基盤構築を図ります。

(2) 品質保証力の向上

「食の安全・信頼」の実現のため、国際規格の導入、品質・安全性評価に関する技術の高度化などの取組みを強化し、グループ全体の品質保証力の向上を図ります。

(3) 社会課題解決への取組み

長期経営目標「2030年の姿」を実現していくにあたり、社会課題の解決を軸とした持続的成長と、ESG課題への対応を両立すべく、重点的に取り組むべき5項目をグループ重要事項（マテリアリティ）として2020年に設定しました。グループ重要事項の5項目「食と健康における新たな価値の創造」「食品加工・生産技術力の強化と低温物流サービスの高度化」「持続可能な食の調達と資源循環の実現」「気候変動への取り組み」「多様な人財の確保と育成」を軸に、今後測定可能な目標を設定の上、施策を遂行しながら、当社グループの経営を推進してまいります。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資等の総額は377億76百万円、減価償却費は196億69百万円となりました。なお、設備投資の内容は冷蔵設備及び生産設備等の増強、合理化・維持保全などであります。

(当期中に完成した主要な設備)

株式会社ニチレイフーズ 船橋工場 (千葉県船橋市)	生産設備の増設 (生産能力10,000t)
GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd. (タイ チョンブリ県)	第2工場の増設 (月産1,200t)
株式会社キョクレイ 本牧物流センター (神奈川県横浜市)	物流センターの新設 (冷蔵能力30,773t)
株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海 名古屋みなと物流センター (愛知県名古屋市)	物流センターの新設 (冷蔵能力37,294t)

4. 資金調達状況

当社は、2020年8月に無担保社債（国内公募普通社債）100億円を発行しております。なお、当期中に増資による資金調達は行っておりません。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 100 期 2018/3期	第 101 期 2019/3期	第 102 期 2020/3期	第 103 期 (当期) 2021/3期
売 上 高(百万円)	568,032	580,141	584,858	572,757
営 業 利 益(百万円)	29,897	29,511	31,035	32,949
経 常 利 益(百万円)	30,650	29,864	31,777	33,532
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	19,097	19,943	19,609	21,212
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 142.23	円 銭 149.65	円 銭 147.16	円 銭 159.19
総 資 産 額(百万円)	367,268	377,257	390,004	405,719
純 資 産 額(百万円)	169,680	183,805	191,388	210,426
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 銭 1,221.04	円 銭 1,326.81	円 銭 1,384.90	円 銭 1,525.76
設 備 投 資 等 の 金 額(百万円)	24,952	24,132	27,287	37,776
有 利 子 負 債(百万円) (うちリース債務)	97,745 (17,900)	95,951 (17,027)	96,351 (15,682)	96,423 (15,665)

(注) 1.有利子負債の下段()内は内書きで、リース債務の期末残高であります。

2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第101期の期首から適用しており、第100期の「総資産額」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

第100期は、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業、物流ネットワークの伸長や地域保管が貢献した低温物流事業が牽引し増収・増益となりました。また、主力事業の収益基盤拡大に向けた設備投資を進めたことなどにより総資産は増加しました。

第101期は、加工食品事業や低温物流事業が堅調に推移し増収となりました。利益面では水産事業の苦戦とその他の事業において一時的なコスト負担が生じたことなどにより経常減益となりましたが、特別利益の計上により純利益は増益となりました。また、販売が好調に推移し売上債権が増加したことなどにより総資産は増加しました。

第102期は、売上高は主力事業が堅調に推移し増収となるとともに、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業が牽引し経常増益となりました。また、主力事業の収益基盤拡大に向けた設備投資を進めたことなどにより総資産は増加しました。

第103期（当期）は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、外食向け販売の減少などにより売上高は前期を下回りましたが、経費抑制や業務効率化に加え、低温物流事業が伸長したことにより増益となりました。また、主力事業の収益基盤拡大に向けた設備投資を進めたことなどにより総資産は増加しました。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 [2021年3月31日現在]

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニチレイフーズ	15,000百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
株式会社 中 冷※1	200百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
株式会社 キューレイ※1	10百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
GFPT Nichirei (Thailand) Co., Ltd.※1	30億1千4百万 タイ・パーツ	51.0	加工食品の製造・販売業
Surapon Nichirei Foods Co., Ltd.※1	1億タイ・パーツ	51.0	加工食品の製造・販売業
InnovAsian Cuisine Enterprises, Inc.※1	220万米ドル	89.0	加工食品の販売業
株式会社ニチレイフレッシュ	8,000百万円	100.0	水産品、畜産品の加工・販売業
株式会社ニチレイロジグループ本社	20,000百万円	100.0	低温物流事業統括、設備の賃貸
株式会社ロジスティクス・ネットワーク※2	100百万円	100.0	貨物利用運送業、冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東※2	100百万円	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西※2	100百万円	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社キョクレイ※2	298百万円	100.0	冷蔵倉庫業
Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.※2	227万ユーロ	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイバイオサイエンス	450百万円	100.0	診断薬・化粧品原料等の製造・売買

(注) ※1 株式会社ニチレイフーズを通じて間接所有しているものです。

※2 株式会社ニチレイロジグループ本社を通じて間接所有しているものです。

7. 主要な事業内容 [2021年3月31日現在]

事業名称		当社・子会社・関連会社の主要な事業内容（主なサービス・取扱品目など）
加工食品事業		子会社：加工食品の製造・加工・販売、農産物の加工・販売 関連会社：加工食品の製造・販売 【取扱品目】 調理冷凍食品（チキン・食肉加工品、米飯類、コロケ類、中華惣菜、自動販売機用製品、水産フライなど）、農産加工品、レトルト食品、ウェルネス食品、アセロラ、包装氷
水産事業		子会社：水産品の加工・販売、水産品の売買 【取扱品目】 えび、たこ、さけ・ます、かに、貝類、魚卵類などの水産品、水産素材加工品
畜産事業		子会社：畜産品の加工・販売、畜産品の加工作業、肉用鶏の飼育・販売 【取扱品目】 鶏肉、牛肉、豚肉、畜産素材加工品・パック品
低 温 物 流 事 業	物流ネットワーク事業	子会社：輸配送サービス・配送センター機能の提供、 物流コンサルティング（3PL）、物流センター運営事業 （注）3PL（サードパーティー ロジスティクス の略称）
	地域保管事業	子会社：保管サービスの提供、凍氷の製造・販売、荷役サービスの提供 関連会社：冷蔵倉庫の賃貸、保管サービスの提供、凍氷の製造・販売 【主な保管サービス】 保管、在庫管理、輸入通関業務代行、凍結、解凍
	海外事業	子会社：オランダ・ドイツ・ポーランド・フランス・イギリス・中国における 物流サービスの提供 関連会社：タイ・マレーシアにおける物流サービスの提供
	エンジニアリング事業	子会社：建築工事・設計、メンテナンス
不動産事業		当 社：オフィスビル・駐車場の賃貸 子会社：不動産の賃貸・管理
その他の事業		子会社：診断薬・化粧品原料・医療機器等の製造・売買、 人事給与関連業務サービス、緑化管理・清掃関連サービス 関連会社：加工食品の製造・販売、情報システムサービス、 食品の分析評価・研究開発

8. 主要な事業所 [2021年3月31日現在]

(事業名称) 会社名	本社所在地	主な事業所
当 社 (持 株 会 社)	東京都中央区	
(加工食品事業)		
株式会社ニチレイフーズ	東京都中央区	<研究所> 研究開発部 (千葉市美浜区) <支社> 北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、 関東信越 (さいたま市大宮区)、 首都圏 (東京都中央区)、 中部 (名古屋市熱田区)、関西 (大阪市北区)、 中四国 (広島市中区)、九州 (福岡市博多区) <生産工場> 森 (北海道茅部郡森町)、白石、山形、船橋、 関西 (大阪府高槻市)、長崎
株式会社 冷	山口県下関市	
株式会社キューレイ	福岡県宗像市	
GFPT Nichirei (Thailand) Co., Ltd.	タイ	
Surapon Nichirei Foods Co., Ltd.	タイ	
InnovAsian Cuisine Enterprises, Inc.	米 国	
(水産事業・畜産事業)		
株式会社ニチレイフレッシュ	東京都中央区	北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、 東日本 (東京都中央区)、中部 (名古屋市熱田区)、 西日本 (大阪市北区)、九州 (福岡市博多区)
(低温物流事業)		
株式会社ニチレイロジグループ本社	東京都中央区	
株式会社ロジスティクス・ネットワーク	東京都中央区	船橋物流センター、 東扇島物流センター (川崎市川崎区)、 関西センター (京都府長岡京市)、郡山センター
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東	東京都中央区	大井物流センター (東京都大田区)、 平和島物流センター (東京都大田区)
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西	大阪市北区	大阪埠頭物流センター (大阪市住之江区)、 大阪新南港物流センター (大阪市住之江区)
株式会社キョクレイ	横浜市中区	大黒物流センター (横浜市鶴見区)
Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.	オランダ	
(不動産事業)		
当社不動産事業部	東京都中央区	
(その他の事業)		
株式会社ニチレイバイオサイエンス	東京都中央区	

9. 企業集団の従業員状況 [2021年3月31日現在]

事業名称	従業員数(名)			前期末比増減 (名)
	国内	海外	合計	
加工食品事業	1,880 (1,783)	7,708 (-)	9,588 (1,783)	△573 (△168)
水産事業	216 (85)	420 (-)	636 (85)	113 (2)
畜産事業	452 (81)	- (-)	452 (81)	△24 (3)
低温物流事業	2,921 (724)	1,356 (-)	4,277 (724)	40 (△47)
不動産事業	15 (1)	- (-)	15 (1)	1 (-)
その他の事業	209 (32)	7 (-)	216 (32)	7 (△4)
全社共通	199 (2)	- (-)	199 (2)	△5 (-)
合計	5,892 (2,708)	9,491 (-)	15,383 (2,708)	△441 (△214)

- (注) 1. 「従業員数」は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの受入出向者を含む就業人員であります。
 2. 「従業員数」の下段()内は、臨時従業員(パート・アルバイト等を含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員で外書きであります。

10. 主要な借入先及び借入額 [2021年3月31日現在]

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,177
株式会社みずほ銀行	4,628
日本生命保険相互会社	4,500
農林中央金庫	3,700
富国生命保険相互会社	2,000
第一生命保険株式会社	1,800
明治安田生命保険相互会社	1,700

(注) 上記の他、シンジケートローンによる借入金(総額7,000百万円)があります。

Ⅱ. 株式に関する事項 [2021年3月31日現在]

1. 発行可能株式総数 360,000,000株
2. 発行済株式の総数 140,003,877株 (うち自己株式6,741,928株)
3. 株主数 19,635名 (前期末比717名増)
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,151	15.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,660	10.3
日本生命保険相互会社	5,744	4.3
株式会社みずほ銀行	3,813	2.9
株式会社三菱UFJ銀行	3,406	2.6
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口	2,799	2.1
再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	2,719	2.0
株式会社日清製粉グループ本社	2,719	2.0
農林中央金庫	2,675	2.0
第一生命保険株式会社	2,323	1.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	2,280	1.7
合 計	60,575	45.5

(注) 1.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付をもってJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行へ変更しました。

2.持株比率は、自己株式 (6,741千株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 [2021年3月31日現在]

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 谷 邦 夫	株式会社日本政策金融公庫社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役
代表取締役社長	大 榎 顕 也	一般社団法人日本冷凍食品協会会長
取締役(執行役員)	田 口 巧	経営監査部・経営管理部・経営企画部・情報戦略部・法務部・ 人事総務部・財務部・経理部・グループコミュニケーション部 管掌
取締役(執行役員)	金 子 義 史	株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長
取締役(執行役員)	川 崎 順 司	技術戦略企画部管掌、品質保証部長
取締役(執行役員)	梅 澤 一 彦	株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長
取締役(執行役員)	竹 永 雅 彦	株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長
社 外 取 締 役	鶴 澤 静	指名諮問委員会委員長・報酬諮問委員会委員長
社 外 取 締 役	鰐 淵 美恵子	株式会社銀座テラーグループ代表取締役会長 株式会社銀座テラー代表取締役会長 株式会社GGG代表取締役社長
社 外 取 締 役	昌 子 久仁子	株式会社メディパルホールディングス社外取締役 D I C株式会社社外取締役 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授
常 勤 監 査 役	滋 野 泰 也	
常 勤 監 査 役	安 田 一 彦	
社 外 監 査 役	齊 藤 雄 彦	弁護士
※社 外 監 査 役	朝 比 奈 清	
※社 外 監 査 役	清 田 宗 明	株式会社小森コーポレーション社外監査役

執行役員 (取締役以外)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	宇田川 辰 雄	経営管理部長
執 行 役 員	三 木 一 徳	情報戦略部担当 経営企画部長
執 行 役 員	武 永 正 人	株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長
執 行 役 員	狩 野 豊	人事総務部長

- (注) 1. ※印を付した監査役は、2020年6月24日開催の第102期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 常勤監査役の安田一彦は、長年にわたり当社の財務・経理部門で経理業務の経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役の清田宗明は、長年にわたり金融機関の経営に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 社外取締役の鶴澤静、鰐淵美恵子、昌子久仁子、社外監査役の齊藤雄彦、朝比奈清及び清田宗明は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
5. 社外監査役の岡島正明及び長野和郎は、2020年6月24日開催の第102期定時株主総会をもって任期満了となり退任しました。
6. 2021年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況は次のとおり変更になりました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
金子義史	株式会社ニチレイフレッシュ取締役会長
川崎順司	品質保証部・事業開発推進部管掌、技術戦略企画部長

7. 執行役員の宇田川辰雄、三木一徳及び武永正人は、2021年3月31日付をもって退任しました。また、2021年4月1日付をもって、横井英夫、鈴木健二及び高久祐一が執行役員に就任しました。2021年4月1日付をもって、執行役員の担当及び重要な兼職の状況は次のとおり変更になりました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
狩野豊	グループコミュニケーション部担当 人事総務部長
横井英夫	株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長
鈴木健二	経営管理部長 兼 財務部長
高久祐一	情報戦略部担当 経営企画部長

2. 役員報酬等の決定に関する方針

(1) 役員報酬等の決定方針の決定方法と変更点

① 役員報酬等の決定方針の決定方法

当社取締役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬諮問委員会において、每期、その妥当性を審議した上で、取締役会にて決定しております。報酬諮問委員会の審議においては、経営環境の変化や株主・投資家の皆様からのご意見等を踏まえるとともに、グローバルに豊富な経験・知見を有する第三者機関より審議に必要な情報等を得ております。

② 役員報酬等の決定方針の変更点

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響をはじめとした経営環境の変化へ迅速に対応すべく、成長投資や基盤強化の投資を積極的に実施していくことを踏まえ、キャッシュフローの創出をより重視することとし、2020年度の業績連動賞与評価からEBITDAの評価割合を高く設定することとしました（38頁「2.(2)③業績連動賞与」参照）。その他、役員報酬等の決定方針に関して、特に重要な変更等はございません。

(2) 役員報酬等の決定方針

① 基本方針

取締役（社外取締役を除く）

- ・当社グループの企業経営理念、CSR基本方針「ニチレイの約束」、並びに経営戦略に則した職務の遂行を強く促すものとする。

- ・長期経営目標を実現するため、グループ重要事項（マテリアリティ）や中期経営計画等における具体的な経営目標の達成を強く動機づけるものとする。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、短期的な成果や職務遂行の状況等に連動する報酬（業績連動賞与）と中長期的な成果や企業価値に連動する報酬（株式報酬）の割合を適切に設定する。
- ・当社グループが担う社会的役割や責任の大きさ、食品・物流業界をはじめとした当社グループとビジネスや人材の競合する他社の動向、並びに経営環境の変化を勘案した上で、当社の役員に相応しい処遇とする。

社外取締役

- ・独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとする。

② 報酬構成・報酬水準

取締役（社外取締役を除く）

社外取締役を除く取締役の報酬は、以下に示すとおり、基本報酬（固定報酬）である「役割給」「取締役手当」及び変動報酬である「業績連動賞与」「株式報酬」により構成しております。業務執行に係る「役割給：業績連動賞与：株式報酬」の比率は、基準額で概ね「60%：20%：20%」となるように設定しております。報酬水準は、客観的な報酬市場調査データ（食品・物流業界をはじめとした当社グループとビジネスや人材の競合する企業の報酬水準）等を参考に、当社取締役の職責・員数及び今後の経営環境の変化等を勘案し、第三者機関の意見を取り入れたうえで、適切な金額に設定しております。

報酬構成要素		目的・概要
基本報酬 (固定報酬)	役割給	業務の執行（職務の遂行）に対する基礎的な報酬 各取締役の役割の大きさに応じて設定
	取締役手当	経営の意思決定及びその遂行を監督する職責に対する報酬 取締役について一律の金額で設定
変動報酬	業績連動賞与	毎期の財務目標・戦略目標の達成を動機づける報酬 目標達成時に支給する額（「基準額」）は役割給に対する割合で設定 目標達成度に応じて基準額の0%～200%の範囲内で金銭を支給
	株式報酬 (譲渡制限付株式)	長期視点・グループ全体視点並びに株主・投資家視点の経営を促すための報酬 毎期交付する株式の価値（「基準額」）は役割給に対する割合で設定 毎期、基準額相当の譲渡制限付株式を交付し、退任時に譲渡制限を解除

社外取締役

社外取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）のみとしております。報酬水準は、各社外取締役に期待する役割・機能を果たすために費やす時間・労力並びに客観的な報酬市場調査データ（当社と業態や規模が類似する企業の報酬水準）等を勘案したうえで、適切な金額に設定しております。

③ 業績連動賞与

業績連動賞与として個人別に支給する金銭の額は、各取締役の役割の大きさに応じて設定した「基準額」を、「全社評価基準額」「事業評価基準額」「個人評価基準額」の3つに区分し、それぞれに評価結果（係数）を乗じた額の合計額として算出しております。

役職	業績連動賞与の「基準額」		
	全社評価基準額	事業評価基準額	個人評価基準額
代表取締役	100%	－	－
取締役（事業担当）	50%	30%	20%
取締役（機能担当）	70%	－	30%

個人別賞与支給額	=	全社評価基準額 × 全社評価係数（0～200%）
	+	事業評価基準額 × 事業評価係数（0～200%）
	+	個人評価基準額 × 個人評価係数（0～200%）

各評価係数を算定するための業績評価指標（KPI）は、当社が中期経営計画等において重視する財務指標・戦略指標のなかから選定しております。全社評価係数に係るKPIとその評価割合は以下のとおりです。

全社評価係数に係るKPI	評価割合	選定理由
連結売上高	20%	利益成長の源泉となる事業規模拡大の指標
連結EBITDA	60%	積極的な成長投資をしていくなかのキャッシュフロー創出力と利益成長の指標
連結REP	20%	資本コストを意識した企業価値向上に資する指標

(注)1.事業評価係数に係るKPIは全社評価と総合的な売上高(25%)及びEBITDA(75%)とし、個人評価係数に係るKPIは当社の中長期的な戦略課題・取組課題のなかから特に重要なもの（各事業のREP向上のための取組みや後継者育成に関する取組みを含む）を個別に選定しております。

(注)2.REP（Retained Economic Profit：経済的獲得利益）とは、当社グループが独自に用いている経営管理指標であり、NOPATから資本コスト（使用資本×WACC）を控除することにより算出しております。

④ 報酬決定手続き

取締役の個人別の報酬等に関する事項は、その妥当性と客観性を確保するため、独立社外取締役を中心とした報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定しております。報酬諮問委員会の審議においては、経営環境の変化や株主・投資家の意見等を踏まえるとともに、客観的・専門的な見地からの審議に必要な情報を適切に得ることとしております。

業績連動賞与の個人別支給額の決定過程における、個人業績の目標及び評価については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が各取締役との面談を経て起案し、報酬諮問委員会の審議を経て、代表取締役社長が決定しております。決定した個人業績の目標及び評価結果については、評価の客観性・公正性を担保するため、適時・適切に取締役会に報告することとしております。最終的な個人別の賞与支給額は、代表取締役社長が起案し、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

⑤ その他の重要事項

当社の業績が悪化した場合や当社の企業価値・ブランド価値を毀損するような品質問題、重大事故、不祥事等が発生した場合は、臨時に取締役の報酬等を減額又は不支給とすることがあります。

業績連動賞与については、期初の目標設定時に想定していなかった一時的な特殊要因として勘案すべき要素が発生した場合に、その影響を排除した上で業績等の評価を行い、個人別の賞与支給額を算定することがあります。

業績連動賞与については、これを支給する前に法令や取締役としての善管注意義務又は忠実義務に違反した場合、又は支給後2年以内にその事実が判明した場合、その他これに準ずる事由が生じた場合において、当該事実に係る取締役の賞与受給権は消滅し、又は当社は現に支給した賞与の返還を請求することがあります。

取締役を兼務しない当社執行役員の報酬等については、取締役に対する当該報酬等の決定方針に準じて決定しております。

3. 当事業年度に係る役員報酬等の額

(1) 2020年度 役員報酬等の総額

役員区分	連結報酬等の総額 (百万円)				役員の員数 (人)
	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式	合計	
社内取締役	262 (162)	81 (48)	85 (85)	428 (295)	7 (7)
社外取締役	32	—	—	32	3
社内監査役	48	—	—	48	2
社外監査役	32	—	—	32	5
合計	374 (274)	81 (48)	85 (85)	541 (408)	17 (17)

- (注) 1.上記には、2020年6月24日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。
- 2.上記の報酬等の総額は連結報酬等（当社及び当社子会社が支払った又は支払う予定の若しくは負担した費用等の合計額）として記載しております。社内取締役については、括弧内の金額が、当社が負担する報酬等の総額となります。社外取締役及び監査役については、連結報酬等の総額的全額が当社が負担する報酬等の総額となります。
- 3.上記「基本報酬」の額は、2020年度に支払った報酬等の合計額（全額金銭報酬）となります。
- 4.上記「業績連動賞与」の額は、2020年度の業績等の結果を踏まえて、2021年6月に支給する見込みの額（全額金銭報酬）となります。
- 5.上記「譲渡制限付株式」の額は、2020年度に費用計上した金額の合計額です。2020年度は、社内取締役7名に対して、金銭報酬債権を付与し、当該債権の全部を当社に現物出資させることにより、当社普通株式28,341株を株式報酬として交付しました。当該株式の交付にあたっては、当社役員としての地位を退任するまで譲渡しないこと等を条件としております。
- ※ 当社は取締役を兼務しない執行役員に対して取締役と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2020年度は執行役員4名に対して当社普通株式を9,949株交付しました。
- 6.株主総会でご承認いただいております取締役及び監査役の報酬等の上限金額等は以下のとおりです。

役員区分	株主総会決議日	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式		役員の員数
取締役	2019年6月25日 (第101期定時株主総会)	2億7千万円以内 (うち社外取締役： 5千万円以内)	1億3千万円 以内	1億円 以内	7万株 以内	10 (うち社外取締役：3)
監査役	2012年6月26日 (第94期定時株主総会)	1億2千万円以内	—	—	—	5 (うち社外監査役：3)

※ 取締役の報酬等の上限金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

(2) 2020年度 業績連動賞与の算定方法及び評価結果

各取締役の2020年度賞与支給額は、下記算定方法及び業績等の評価に基づき、賞与基準額に対して103.3%～121.2%の範囲となりました。なお、各評価係数を算定するための業績評価指標 (KPI) の選定理由は、38頁「2.(2)③業績連動賞与」の記載内容と同様です。

$$\text{個人別賞与支給額} = \text{全社評価基準額} \times \text{全社評価係数 (0\sim 200\%)}^{*2} + \text{事業評価基準額} \times \text{事業評価係数 (0\sim 200\%)}^{*3} + \text{個人評価基準額} \times \text{個人評価係数 (0\sim 200\%)}^{*4}$$

評価区分	業績指標 (評価割合)	目標 (百万円)	実績 (百万円)	評価係数		賞与基準額の内訳			
				実績	加重平均	代表取締役	取締役 (事業担当)	取締役 (機能担当)	
全社評価	連結売上高 (20%)	590,000	572,757	85.4%	*2 104.9%	100%	50%	70%	
	連結EBITDA (60%)	51,286	52,618	113.0%					
	連結REP ^{*1} (20%)	8,895	10,167	100%					
担当事業評価	加工食品	売上高 (25%)	238,000	225,450	73.6%	*3 95.9%	-	30%	-
		EBITDA (75%)	23,538	23,692	103.3%				
	水産+畜産	売上高 (25%)	154,000	147,194	77.9%	*3 103.7%			
		EBITDA (75%)	2,134	2,225	112.3%				
	低温物流	売上高 (25%)	209,500	212,320	113.5%	*3 129.1%			
		EBITDA (75%)	22,044	23,557	134.3%				
個人評価	中長期的な戦略課題・取組課題 (各事業のREP向上のための取組みや後継者育成に係る取組みを含む) の進捗状況、当社の持続可能性や社会的責任に係る「ニチレイの約束」に即した職務の遂行状況、リーダーシップの発揮状況等を個別に評価				*4 100～150%	-	20%	30%	

(注) *1 REP (Retained Economic Profit: 経済的獲得利益) とは、当社グループが独自に用いている経営管理指標であり、NOPATから資本コスト (使用資本×WACC) を控除することにより算出しております。REPの評価に関しては、目標設定は行わず、中期経営計画の最終年度目標数値に対する達成率や過去3年平均実績等を参考に、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

4. 当事業年度に係る報酬諮問委員会の運営状況

(1) 2020年度 報酬諮問委員会の活動状況

2020年度の取締役の報酬等の決定に関し、2020年5月～2021年5月までの間に報酬諮問委員会を6回開催し、委員全員が全ての委員会に出席しております。そのうち1回は、審議に必要な客観的・専門的な情報提供等を目的として、第三者機関（ウイリス・タワーズワトソン社）の報酬コンサルタントが同席しております。2020年度の取締役の報酬等に関する主な審議・決定事項は以下のとおりです。

- ・2020年度の各取締役の個人別の報酬等の基準額を確認し、取締役会に答申する内容を決定しました。
- ・2020年度業績連動賞与について、業績目標及び評価基準（業績指標の評価ウエイトの変更を含む）等を審議し、取締役会に答申する内容を決定しました。
- ・2020年度譲渡制限付株式について、交付株式数等を確認し、取締役会に答申する内容を決定しました。
- ・取締役の報酬制度及び報酬水準・報酬構成割合について、経営環境の変化や株主・投資家の要請等を踏まえて、他社との比較結果も考慮した上で、その妥当性を検証しました。
- ・上記検証の結果、取締役の現行報酬制度及び報酬水準・報酬構成割合は概ね適切であり、変更する必要がないことを確認しました。
- ・役員報酬等の決定方針及び開示に関して改正法令（令和元年改正会社法等）への対応が必要であり、社内規程や事業報告及び有価証券報告書への記載について必要な整備を行うことを確認しました。
- ・2020年度の全社業績評価、事業ごとの評価及び代表取締役社長から提案された各取締役の個人評価等の妥当性を審議し、取締役会に答申する2020年度業績連動賞与の個人別支給額を決定しました。

- (注) 1.報酬諮問委員会は、上記について、適時・適切に取締役会に報告・答申しております。取締役会は、当該報告・答申の内容を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容について決定しております。但し、2020年度業績連動賞与の個人別支給額の決定過程における個人業績評価については、代表取締役社長（大櫛 顕也）が、当社グループにおける最高経営責任者としての立場から各取締役との面談を経て起案し、報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。他方で、当該個人業績評価結果並びに会社業績評価及び事業ごとの評価等を踏まえた最終的な個人別の賞与支給額については、取締役会が報酬諮問委員会の報告・答申の内容を踏まえて決定しております。
- 2.取締役を兼務しない当社執行役員報酬等についても、上記同様のプロセスを経て決定しております。

(2) 取締役会による2020年度報酬の妥当性・相当性に関するコメント

2020年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記(1)に記載のとおり、独立社外取締役を中心とした報酬諮問委員会において、審議に必要な客観的・専門的な情報を踏まえ、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席の状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鵜 澤 静	取締役会18回中18回に出席	<p>経営者として豊富な経験と財務・経理分野の幅広い見識を有しており、グループ経営の視点から当社経営への助言・監督を期待しておりますが、取締役会をはじめ戦略マネジメントを担う会議体や主要な諮問委員会への出席を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しました。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり主導的な役割を果たしました。</p>
	鰐 淵 美恵子	取締役会18回中18回に出席	<p>長年にわたり会社経営に携わっており、生活者の商品・サービスの購買行動などの視点も踏まえ、当社経営への助言・監督を期待しておりますが、取締役会をはじめ戦略マネジメントを担う会議体や主要な諮問委員会への出席を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しました。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。</p>
	昌 子 久仁子	取締役会18回中18回に出席	<p>薬事関連業界での企業経営者としての豊富な経験と、品質保証、研究開発に関する幅広い見識を有しており、その経験と見識等に基づいた当社経営への助言・監督を期待しておりますが、取締役会をはじめ戦略マネジメントを担う会議体や主要な諮問委員会への出席を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しました。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬の透明性・公正性を高めるとともに、取締役会への答申にあたり重要な役割を果たしました。</p>

区分	氏名	取締役会又は監査役会への出席の状況	主な活動状況
社外監査役	齊藤雄彦	取締役会18回中18回に出席 監査役会16回中16回に出席	法曹界の出身であり、法律の専門家としての立場から、必要に応じ、意思決定の妥当性や適正性について指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。
	朝比奈清	取締役会14回中14回に出席 監査役会11回中11回に出席	行政分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、必要に応じ、意思決定の妥当性や適正性について指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。
	清田宗明	取締役会14回中14回に出席 監査役会11回中11回に出席	海外を中心とした金融機関及びメーカーの経営に携わった経験を有しており、必要に応じ、意思決定の妥当性や適正性について指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。

(注) 社外監査役の朝比奈清及び清田宗明は、2020年6月24日開催の第102期定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

① 社外取締役

当社は、定款の規定により、社外取締役鶴澤静、同鰐淵美恵子、同昌子久仁子との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 社外監査役

当社は、定款の規定により、社外監査役齊藤雄彦、同朝比奈清、同清田宗明との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	内 容	金 額
(1)	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65百万円
(2)	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	105百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.、Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.、InnovAsian Cuisine Enterprises,Inc.、Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、英文財務諸表作成に係る助言及び指導などを委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合など、その必要があると判断するときには、その決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とします。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必

要なものとして法務省令で定める体制の整備」として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めており、経営環境の変化等に対応するために毎年見直し、改善に努めてまいります。

(業務の適正を確保するための体制)

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの企業経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
- (2) 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用・定着、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通してグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (3) 当社は、グループ経理基本規程に基づき、ディスクロージャーの迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業内容の透明性を高める。
- (4) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、グループ内部監査規程に基づき、グループ各社の内部統制システムに関する監査を実施する。
- (5) 当社は、グループ内部通報規程に基づき、企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護する内部通報制度（二重レイ・ホットライン）を設け、違反行為の早期発見と是正に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
- (6) 当社は、取締役会規程・職制規程などの社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を法令及び取締役会規程、グループ文書管理規程、情報セキュリティ管理規程などの社内規程に基づき適切に記録・保存・管理・維持する。
- (2) 当社は、グループ経営規程、グループ付議・回議規程その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- (3) 当社の取締役及び監査役は、当社各部門が電磁的に記録・保存・管理・維持する職務の執行に係る情報を直接、閲覧・謄写することができる。
- (4) 当社の取締役及び監査役から要求があるときは、当社各部門は速やかに指定された情報・文書を提出し、閲覧に供する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループリスク管理規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクの識別・評価を行い、グループのリスクマネジメントサイクルの仕組みを整備する。
- (2) 当社及び子会社は、リスクマネジメントサイクルに基づき、企業活動に関連するリスクに対してはその内容に応じて、それぞれ自主的かつ主体的に対応するとともに、重要な事項については持株会社の取締役会等へ報告のうえ対応を協議する。
- (3) 当社は、グループ危機管理規程に基づき、災害・事故・事件等の事業継続に関わる危機発生時に迅速かつ適切に対処する。

4. 上記1. から3. までに掲げる体制のほか、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、グループのミッション・ビジョンの実現に向け、グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分、グループ全体に対するモニタリング・リスクマネジメントの実施、並びに株式公開会社としての責任を遂行する。
- (2) 当社は、持株会社として、
 - ①グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分や子会社の戦略実現のための支援・指導を行うコーポレートスタッフ部門
 - ②当社及び子会社をモニタリングし、問題点の指摘や改善指導を行う内部監査部門
 - ③グループ視点に基づく研究開発部門や品質保証部門
などを組織化し、グループとしてのCSR機能を高める。
- (3) 子会社は、当社から期待され、求められているミッション・ビジョンに基づいて、必要な機能（企画、開発、生産、販売、管理など）を組織化し、各代表取締役社長の執行権限の下で市場から要求されるスピードに対応できるように環境適応力を高める。
- (4) 当社及び子会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにそれを確保するための体制

当社は、企業の社会的責任を強く認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する屈服や癒着を固く禁

じ、かつ、これらの勢力へは、毅然たる態度で対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の監査補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役会からの要請があった場合

に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意し、取締役と監査役が協議のうえ決定する。

7. 監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況及び結果を遅滞なく監査役に報告する。

- (3) グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告する。
- (4) 当社及び子会社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう、保護する。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分果たせる仕組みを整備する。
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで

重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

- (3) 当社は、監査役の職務執行について生じる費用に関して、各監査役から請求があった場合、特に不合理でない限り、速やかに前払い又は償還に応じる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

1. 法令・定款への適合及び効率的な職務執行を確保するための体制

- (1) 社内外の環境変化に適切に対応していくために、全てのグループ規程の見直しを行っており、新たに、海外子会社を対象としてニチレイグループグローバルガバナンス基本規程を制定しました。
- (2) 法令・定款の遵守はもとより不正や反社会

的な行動をとらないよう、「内部統制、競争法・贈収賄、インサイダー取引、個人情報保護等」に係る教育訓練をe-ラーニングにて実施し、コンプライアンス意識の啓発及び行動規範の周知徹底を図っております。

2. 損失の危険の管理に関する体制

グループに内在するリスクに適切に対応していくために、グループリスクマネジメント委員会を開催し、リスクの識別・評価に基づく対策方針を策定するなど適正なリスク管理に努め、海外拠点を含めた情報管理体制、

事業継続マネジメント（BCM）体制の構築等を行っております。特に、新型コロナウイルス感染症への対応として、在宅勤務の推進、国内外への出張は原則禁止等の措置を講じております。

3. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、年2回開催するグループ戦略会議の審議を経たうえで当社グループの戦略を策定・承認しております。四半期ごとにグループ各事業の実行状況を確認するとともに、毎月開催する取締役会の審議等を通じて、適正なグループ運営に努めております。

- (2) 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、経営活動全般にわたる内部統制状況を検証し、改善事項を奨励・助言することで、行動規範やコンプライアンスの徹底、リスクマネジメントに対する意識向上を図っております。

4. 監査役の実効的な監査を確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループリスクマネジメント委員会、グループ内部統制委員会等の重要な委員会に出席するとともに、グループ内部監査部門との定期的（月1回）な連絡会や代表取締役との意見交換を通じて、監査の実効性確保に努めてお

ります。

- (2) 内部通報窓口（ニチレイ・ホットライン）からの報告先に監査役及び社外取締役を設定し、内部通報制度の経営陣からの独立性と透明性の確保を図っております。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れて買収提案を受けた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えております。また、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、買収提案に関する十分な情報が株主の皆様へ提供されるとともに、代替する案の可能性などについても検討する機会が提供されることが重要と考えております。

当社グループでは、「暮らしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げ、地球の恵みを活かしたものづくりと、卓越した物流サービスを通じて、豊かな食生活と健康を支えつづけることを目指しております。このような当社グループの企業経営理念や目指す姿、中長期的な経営方針にそぐわない、短期的な経済的効率性のみを重視した買収提案の場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれないよう、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要と考えております。

2. 基本方針実現のための具体的な取組み

(1) 基本方針実現のための特別な取組み

2019年4月からの3年間、当社グループは中期経営計画「WeWill 2021」に取り組んでおります。経営環境の変化を的確に捉えながら、加工食品事業と低温物流事業を中心に成長及び基盤強化に向けた設備投資を実施し、「持続的な利益成長」と「豊かな食生活と健康を支える新たな価値の創造」の実現を目指してまいります。

財務面では、営業キャッシュ・フローと資産流動化により創出された資金を、企業価値の維持向上のための投資と配当や自己株式の取得を通じた株主還元へ振り向けまいります。株主還元につきましては、連結自己資本配当率（DOE）を基準として安定的な配当を継続するとともに、資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することを基本方針としております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを阻止するための取組み

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係がありますが、買収提案者による買収提案がなされ、株主の皆様が買収提案に応じるか否かの判断をなされる場合においても、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めておりますが、買収提案者による買収提案に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（買収提案者からは、買収提案者が企図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、社会的責任に

対する考え方等)が提供されるとともに、株主の皆様が判断をなされるために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様へ提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

当社は、買収提案者に対しては買収提案の是非を株主の皆様が適切に判断されるための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値並びに株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記「2. 基本方針実現のための具体的な取組み」は、前記「1. 基本方針」に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 [2021年3月31日現在]

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	169,572	流動負債	108,506
現金及び預金	28,933	買掛金	24,645
受取手形及び売掛金	81,749	電子記録債務	3,427
商品及び製品	38,498	短期借入金	6,948
仕掛品	995	1年内償還予定の社債	10,000
原材料及び貯蔵品	8,372	1年内返済予定の長期借入金	4,797
その他	11,131	リース債務	3,572
貸倒引当金	△109	未払費用	35,483
固定資産	236,146	未払法人税等	5,911
有形固定資産	173,962	役員賞与引当金	238
建物及び構築物	80,641	その他	13,481
機械装置及び運搬具	33,528	固定負債	86,786
土地	38,683	社債	30,000
リース資産	14,681	長期借入金	29,010
建設仮勘定	3,716	リース債務	12,093
その他	2,710	繰延税金負債	4,265
無形固定資産	8,394	役員退職慰労引当金	131
のれん	1,493	退職給付に係る負債	1,996
その他	6,901	資産除去債務	4,037
投資その他の資産	53,789	長期預り保証金	2,121
投資有価証券	40,506	その他	3,129
退職給付に係る資産	52	負債合計	195,293
繰延税金資産	2,260	(純資産の部)	
その他	11,215	株主資本	191,002
貸倒引当金	△245	資本金	30,418
資産合計	405,719	資本剰余金	5,795
		利益剰余金	172,436
		自己株式	△17,648
		その他の包括利益累計額	12,323
		その他有価証券評価差額金	12,344
		繰延ヘッジ損益	1,639
		為替換算調整勘定	△1,660
		非支配株主持分	7,100
		純資産合計	210,426
		負債純資産合計	405,719

連結損益計算書 [2020年4月1日から2021年3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		572,757
売上原価		473,954
売上総利益		98,803
販売費及び一般管理費		65,853
営業利益		32,949
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	776	
持分法による投資利益	376	
その他	540	1,798
営業外費用		
支払利息	709	
その他	506	1,215
経常利益		33,532
特別利益		
固定資産売却益	49	
投資有価証券売却益	144	
収用補償金	565	
その他	110	870
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	1,380	
減損損失	1,273	
その他	137	2,799
税金等調整前当期純利益		31,603
法人税、住民税及び事業税	9,684	
法人税等調整額	△730	8,954
当期純利益		22,649
非支配株主に帰属する当期純利益		1,437
親会社株主に帰属する当期純利益		21,212

連結株主資本等変動計算書 [2020年4月1日から2021年3月31日まで]

(単位：百万円)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,359	5,750	156,953	△17,642	175,421
当期変動額					
新株の発行	59	59			119
剰余金の配当			△5,729		△5,729
親会社株主に帰属する当期純利益			21,212		21,212
連結子会社の増資による持分の増減		△14			△14
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	59	44	15,482	△6	15,580
当期末残高	30,418	5,795	172,436	△17,648	191,002

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	9,016	802	△736	9,082	6,884	191,388
当期変動額						
新株の発行						119
剰余金の配当						△5,729
親会社株主に帰属する当期純利益						21,212
連結子会社の増資による持分の増減						△14
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,327	836	△923	3,240	216	3,456
当期変動額合計	3,327	836	△923	3,240	216	19,037
当期末残高	12,344	1,639	△1,660	12,323	7,100	210,426

貸借対照表 [2021年3月31日現在]

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,225	流動負債	31,422
現金及び預金	6,568	1年内償還予定の社債	10,000
売掛金	6	1年内返済予定の長期借入金	3,700
販売用不動産	13	リース債務	24
関係会社短期貸付金	39,840	未払金	618
未収入金	1,538	未払費用	983
その他	257	未払法人税等	142
固定資産	159,418	預り金	15,637
有形固定資産	15,882	役員賞与引当金	48
建物	12,932	その他	268
構築物	273	固定負債	64,203
機械及び装置	204	社債	30,000
工具、器具及び備品	437	長期借入金	28,700
土地	1,411	リース債務	154
リース資産	178	繰延税金負債	3,391
建設仮勘定	445	長期預り保証金	1,939
無形固定資産	3,469	その他	18
ソフトウェア	3,459	負債合計	95,626
その他	9	(純資産の部)	
投資その他の資産	140,066	株主資本	103,537
投資有価証券	23,655	資本金	30,418
関係会社株式	69,701	資本剰余金	7,715
関係会社出資金	120	資本準備金	7,715
関係会社長期貸付金	45,689	その他資本剰余金	0
敷金及び保証金	745	利益剰余金	83,050
その他	223	利益準備金	39
貸倒引当金	△68	その他利益剰余金	83,011
資産合計	207,643	固定資産圧縮積立金	552
		別途積立金	37,010
		繰越利益剰余金	45,448
		自己株式	△17,648
		評価・換算差額等	8,479
		その他有価証券評価差額金	8,479
		純資産合計	112,017
		負債純資産合計	207,643

損益計算書 [2020年4月1日から2021年3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ経営運営収入	6,439	
投資事業受取配当金	7,789	
不動産事業収入	4,080	
その他	154	18,464
営業費用		
管理費	7,516	
不動産事業費用	1,965	
その他	79	9,561
営業利益		8,903
営業外収益		
受取利息	747	
受取配当金	911	
その他	35	1,694
営業外費用		
支払利息	133	
社債利息	122	
社債発行費	48	
減価償却費	50	
その他	51	406
経常利益		10,191
特別利益		
投資有価証券売却益	107	107
特別損失		
固定資産除却損	255	
その他	9	264
税引前当期純利益		10,034
法人税、住民税及び事業税	447	
法人税等調整額	90	538
当期純利益		9,496

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 [2020年4月1日から2021年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	30,359	7,656	0	7,656	39	28	570	37,010
当期変動額								
新株の発行	59	59		59				
特別償却準備金の取崩						△28		
固定資産圧縮積立金の取崩							△18	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	59	59	0	59	-	△28	△18	-
当期末残高	30,418	7,715	0	7,715	39	-	552	37,010

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	41,635	79,284	△17,642	99,657	6,496	6,496	106,154
当期変動額							
新株の発行				119			119
特別償却準備金の取崩	28	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	18	-		-			-
剰余金の配当	△5,729	△5,729		△5,729			△5,729
当期純利益	9,496	9,496		9,496			9,496
自己株式の取得			△7	△7			△7
自己株式の処分			0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,982	1,982	1,982
当期変動額合計	3,813	3,766	△6	3,880	1,982	1,982	5,863
当期末残高	45,448	83,050	△17,648	103,537	8,479	8,479	112,017

本連結計算書類及び計算書類中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社ニチレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植村文雄 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原賀恒一郎 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 皆川裕史 [Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社ニチレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植村文雄 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原賀恒一郎 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 皆川裕史 [Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチレイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その運営の状況及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社ニチレイ 監査役会

常 勤 監 査 役	滋 野 泰 也	㊟
常 勤 監 査 役	安 田 一 彦	㊟
社 外 監 査 役	齊 藤 雄 彦	㊟
社 外 監 査 役	朝 比 奈 清	㊟
社 外 監 査 役	清 田 宗 明	㊟

以 上

<メ モ 欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

<メ モ 欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

<メ モ 欄>

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階 葵

電話 03-3211-5211

交通

地下鉄 大手町駅

C13b 地下出口からご入館いただけます。

- 東京メトロ 千代田線・東西線・丸ノ内線・半蔵門線
- 都営地下鉄 三田線

JR 東京駅 丸の内北口 (徒歩8分)

※当日は、会場周辺の道路および駐車場の混雑が予想されます。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。



新型コロナウイルス感染症への対応とお願い

新型コロナウイルス感染症への対応とお願いについて、以下のとおりご案内申し上げます。
株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・感染拡大防止の観点から、議決権行使書の郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。3頁に記載の「スマート行使」による事前の行使もご活用ください。
- ・健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。なお、株主総会当日の様子につきましては、後日、当社ホームページに動画を掲載させていただく予定です。

【来場される株主様への当社の対応について】

- ・ご来場の際は、健康状態に十分ご留意いただき、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場にて受付をされる前に、検温（サーモグラフィー・非接触型の体温計）にご協力いただくことがございます。発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入り口において、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願い申し上げます。
- ・開会後において、体調不良と見受けられる方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合がございます。
- ・座席は間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご入場いただける人数に限りがございます。多数のご来場がありました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

※今後の状況により、上記対応を大きく変更する場合や、会場や開始時刻の変更など
株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

当日ご来場いただく場合でも、事前に必ずご確認をお願い申し上げます。

当社ホームページ <https://www.nichirei.co.jp/ir/stock/meeting.html>

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

